# 令和4年度 第1回八戸市地域包括支援センター運営協議会 書面決議結果

# 1. 令和4年度 第1回八戸市地域包括支援センター運営協議会 書面決議結果 次のとおり、全ての案件について承認されました。

案件	承認	否認
1. 令和3年度地域包括支援センター事業報告について	8	0
2. 令和4年度地域包括支援センター事業計画について	8	0
3. 地域包括支援センター運営業務委託運営法人の公募について	8	0
4. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の 承認について	8	0

<sup>※</sup> 八戸市地域包括支援センター運営協議会委員数 8人

# 2. 御意見・御質問への回答

自由記述欄に記入いただきました御意見・御質問について、次のとおり回答いたします。 なお、御意見・御質問は可能な限り原文をそのまま引用しておりますが、支障のない範囲で要約、字句の修正等をさせていただいております。

## 案件1. 令和3年度地域包括支援センター事業報告について

資料1の2ページの相談者内訳の表について、市の包括に高齢者支援センターから413件の相談とありますが、これは高齢者支援センターが受けた相談を更に市包括に相談していると読み取るのでしょうか。

#### 【回答】

お見込みのとおり、高齢者支援センターが困難事例等の相談を受けて解決に向けた支援を行う際に、その支援方法や内容等について、市の包括に対して相談した件数が 413 件となっております。

資料1の3ページの高齢者虐待の特徴について、ネグレクトが1件とありますが、育児 放棄という意味だとしたら、ここに記入している意味を教えてほしい。

#### 【回答】

高齢者虐待におけるネグレクトとは、「意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている人が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること」をいいます(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第4項第1号口)。

具体的には、次のような行為が挙げられます。

- ・水分や食事を十分に与えないことで、脱水症状や栄養失調の状態にする
- ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境で生活させる
- ・高齢者が必要となる医療や介護サービスを相応の理由なく制限する、使わせない
- ・同居人による虐待行為(身体的虐待・心理的虐待・性的虐待)を放置する

資料1の6ページの「相談件数の介護度別内訳」、「相談内容(重複あり)」、「対応(重複あり)」のいずれの表も市包括は0件になっているのはなぜか。

## 【回答】

6ページに掲載している各表は、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のうち、 地域包括支援センター(市包括及び高齢者支援センター)が介護支援専門員に対して個 別支援を行った困難ケースの概要を示したものとなります。

いずれの表でも市包括が0件になっているのは、令和3年度は市包括において個々の介護支援専門員の相談に対応した実績がなかったためで、高齢者支援センターが介護支援専門員の相談窓口として認識されていることや、各センターが相談に対して適切に支援してきたことによるものと考えております。

## 案件2. 令和4年度地域包括支援センター事業計画について

いずれはお世話になると思う包括支援や支援センターですが、会議のための会議になってはいないかと心配しています。

#### 【回答】

地域包括支援センター運営協議会は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、 センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を図ることを目的としており、委員の皆様 にはPDCAサイクルを活用した業務の遂行状況の評価を始め、センターの設置や業務 の委託先法人の選定等に多大なる御尽力をいただいております。

人口減少・少子高齢化が進展する中、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年を見据え、地域包括ケアシステムの構築を図ってまいりましたが、高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃には人口構造の大きな変化が見込まれており、地域包括ケアシステムの深化に向けて、センターの機能強化を図っていくことがますます重要となっております。

委員の皆様におかれましては、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保に向けて、 引き続き、それぞれの知識や経験に基づく幅広い見地から、忌憚のない御意見を賜りま すようお願いいたします。

## 案件3. 地域包括支援センター運営業務委託運営法人の公募について

白銀・湊地区担当の高齢者支援センターは、毎月、地区民児協定例会に出席し情報交換をしています。私ども民生委員より情報が豊富で大変助かっています。これからも継続してくださるようお願いします。

## 【回答】

平成30年度の業務委託以降、各圏域の高齢者支援センターは、地域の身近な相談窓口として認識されており、相談件数は高い水準で推移しております。

また、町内会長や民生委員などの地域の関係者とは良好な関係を築いており、高齢者を支援するネットワークの構築が進んでいるほか、地域における高齢者の自立した生活のためのサービスの向上が図られています。

令和5年度以降の運営法人については、公募により選定することとなりますが、市といたしましては、引き続き12日常生活圏域全てに高齢者支援センターを設置できるよう公募の準備を進めてまいります。

法人の公募にあたって、資料2で各事業所があげている重点活動や目標が、前年度より 前進している事業所なのかどうかが私にはわかりづらいです。ほとんどの事業所が掲げて いる地域とのネットワークが構築されているかが大事だなとは思っていますが・・・。

#### 【回答】

各高齢者支援センターは、地域包括ケアの実現に向けた中核的な役割を担う機関として、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう包括的支援事業や一般介護予防事業等を実施しております。

各種事業のうち、介護予防教室や地域ケア会議、高齢者の実態把握等については定量 的な目標を掲げ活動していますが、地域とのネットワークの構築や強化のように事業活 動の結果や効果を数値化することが難しいものも多く、重点活動や目標が定性的な表現 となったことから、わかりづらいという印象を持たれたものと思います。

各高齢者支援センターにおいて介護予防等の取組を推進するうえでは、達成しようとする取組や目標を明確にし、PDCAサイクルを活用しながら進捗管理することが重要であることから、市といたしましては、委員の皆様に業務の遂行状況等を容易に把握していただけるよう、重点活動や目標の設定、事業活動の結果及び成果の数値化等について支援してまいります。